

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表初診時選定療養費の項金額の欄中「5,000円」を「7,000円」に、再診時選定療養費の項金額の欄中「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第53号）により、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等が改正され、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する仕組みの見直しが行われたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。